

整骨院・接骨院・はり・きゅう・あんま・マッサージのかかり方

整骨院・接骨院等の施設は保険医療機関ではなく、施術を行う柔道整復師・鍼灸師・マッサージ師も医師ではないため、健康保険が適用される範囲は限られます。健康保険の適用が認められない場合は、全額自己負担となりますので、正しい知識を持って施術を受けてください。

1. 整骨院・接骨院のかかり方

健康保険が使える負傷。（仕事・通勤途上の負傷以外）

健康保険は特定の負傷にしか使えません。「外傷性」かつ「急性」の負傷でない場合は、健康保険が使えません。**対象とならない施術は全額自己負担**で受けてください。また、**工作中や通勤と途中の負傷には健康保険は使えません**（労災保険の対象）。

健康保険が使える負傷は以下のみです。

- **捻挫・打撲・挫傷（肉ばなれなど）** ※急性または亜急性（急性に準ずる）の外傷性による症状の場合のみ
- **骨折・不全骨折（ひび）・脱臼** ※応急手当の場合を除き、医師の同意が必要です。

健康保険が使えない負傷（全額自費）

以下のような場合は、健康保険が使えないため、施術費用は全額自費になります。

- 日常生活や加齢などによる**疲れ・肩こり・腰痛**
- **マッサージ**代わりの施術
- スポーツなどによる**筋肉疲労**
- 一旦治癒した箇所（**古傷**）が自然に痛みだした時
- 脳疾患後遺症などの**慢性病**
- 神経痛やヘルニアなどで**病気による痛み・凝り**
- 病院・医院等で医師の治療を受けながら、同一の負傷について同時期に**重複**して接骨院・整骨院で受けた施術
- **工作中や通勤途上**の負傷（労災保険の対象となります）

施術費用の支払い方法

柔道整復師による施術費用は、原則として、施術時に窓口で一旦かかった療養費の全額（10割）を支払い、後日、健康保険組合に申請して一部負担金以外の費用（7割分）の還付を受ける「償還払い」の取扱いになります。

ただし、例外的な取扱いとして、都道府県との協定を結んでいる整骨院・接骨院では、療養費の支給申請を柔道整復師に委任（受領委託）することができるようになり、保険医療機関にかかるときと同様に保険証を使い、窓口にて一部負担金（3割分）の自己負担のみで施術を受けられる仕組みになっています。

2. はり・きゅう・あんま・マッサージのかかり方

健康保険が適用されるもの

● はり・きゅうの場合

神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症 等

医師による適当な治療手段がなく（医療機関において治療を行い、その結果、治療の効果が現れなかった場合等）、施術を受けることを認める医師の同意が必要です。

● あんま・マッサージの場合

脳血管障害等の麻痺による半身麻痺・半身不随 等

医療上必要があつて行われたと認められるが、麻痺などにより移動が困難で、医療機関での施術が受けられない等、施術を受けることを認める医師の同意が必要です。

施術費用の支払い方法

はり・きゅう・あんま・マッサージを受けたときは、「償還払い」の取扱いになります。柔道整復師のような「受領委任」による一部負担金払いはできません。

施術時に窓口で一旦かかった療養費の全額（10割）を支払い、後日、健保に療養費支給の申請をしてください。

* 申請方法については、健康保険ガイドの「全額立て替え払いしたときの給付」よりご確認ください。

3. 施術を受けるときの注意事項

施術内容は必ずチェックを

- 負傷の原因と箇所を正確に伝えましょう。
- 「療養費支給申請書」は、当健康保険組合が負担する施術代（通常、施術代の7割）の請求書に相当します。負傷の原因・負傷名・施術日・窓口での支払額（一部負担金）を確認したうえで、自分で署名してください。
- 必ず、領収書を受け取り、『医療費の知らせ』で療養費に誤りがないか確認をしましょう。
- 同一の負傷について、同時期に重複して外科や整形外科の治療と整骨院・接骨院・はり・きゅう・あんま・マッサージの施術を受けた場合は、施術には原則として健康保険が使いません。（全額自費）
- 施術が長期にわたる場合、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。

健保から施術内容などについて調査することがあります。

健保では、健康保険証を使って整骨院・接骨院・はり・きゅう・あんま・マッサージの施術を受けた方に、後日、施術内容や施術経過、負傷原因等の調査をさせていただく場合があります。そのため、受診の記録（負傷部位・治療日・治療内容など）、領収証の保管をしていただき、本調査がありましたらご自身で回答書に記入されるようお願いいたします。

※調査させていただく主なケース

- 初診
- 3 部位以上の受診
- 1 ヶ月あたり 10～15 回以上の受診
- 3 ヶ月を超える連続しての受診
- 請求金額 1 万円以上の受診
- 重複受診
- 医科等との並行受診
- 家族ぐるみで常態的受診
- その他

本調査は、厚生労働省から「柔道整復師の施術に係る療養費の支給にあたっては、施術の頻度の高い方などへの文書照会や聞き取り調査を行い、施術の状況を確認して支給の適正化に努める」よう通知があったことに基づくものです。

柔道整復師等の請求の中には、健康保険の対象とならない治療の請求や実際の受診と相違している不適切な請求も一部に見受けられますので、保険料を適正に活用するため、本調査へのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本調査は、健保が株式会社エム・エイチ・アイに委託して実施いたします。

【本調査業務委託先】

業 者： 株式会社エム・エイチ・アイ 照会センター

所 在 地： 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-39-7

電話番号： 03-3371-6581

受付時間： 土日祝祭日を除く 10:00～17:00（12:00～13:00 を除く）